

農地法第4条・5条転用

農地法第4条

自己所有農地を転用して住宅や車庫に使用する場合、農地法第4条の許可申請が必要です。

農地法第5条

農地の所有者以外の者が農地を転用して住宅や車庫等に使用する場合、農地法第5条の許可申請が必要です。

転用申請に必要な書類

必要書類	必要部数		備考
	4条	5条	
申請土地の全部事項証明書	1	1	法務局にて取得(原本1部)
申請土地の公図	1	1	法務局にて取得(原本1部)
申請地の案内図(住宅地図等)	2	2	
建物等の配置図・平面図・立面図	2	2	
事業計画書	2	2	農業委員会事務局に様式有り
被害防除等の計画	2	2	農業委員会事務局に様式有り
土地改良区意見書	1	1	原本1部
農地転用同意書 (隣接者・耕作者・抵当権者)	1	1	隣接地が農地の場合 抵当権が設定されている場合
法人の場合			
履歴事項証明書	2	2	原本1部、写し1部
定款	2	2	写し2部
一時転用の場合			
農地復元計画書	2	2	農業委員会事務局に様式有り

※申請締切→毎月25日(休日の場合は前日又は前々日)

※事業計画書、被害防除計画、農地復元計画書の記載要領につきましては、
農業委員会事務局に様式を設置しておりますのでご相談ください。